

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

# IASB、金融資産の譲渡に関する開示を改訂

### 目次

- 提案の概要
- 金融資産の譲渡
- 資産全体について認識を中止していない金融資産の譲渡
- 資産全体について認識を中止した金融資産の譲渡
- 設例
- 発効日および経過措置

### 要点

- 本改訂は、金融資産の譲渡を含む取引の開示要求を拡大するものである。IAS 第39号「金融商品－認識および測定」の認識の中止のガイダンスは変更されない。
- IFRS 第7号「金融商品－開示」の改訂は、資産を譲渡したものの認識を中止しない場合のIFRS 第7号の既存の開示の強化を要求するとともに、企業が認識を中止したものの売却後の資産に継続的なエクスポージャーを引続き有する資産について新たな開示を導入している。
- 本改訂は、2011年7月1日以後開始する事業年度に発効する。
- 本改訂の最初の適用日前の比較期間については、開示は要求されない。

### 提案の概要

2010年10月7日、国際会計基準審議会(IASB)は、金融資産の譲渡を含む取引に関する開示要求を拡大する、「開示－金融資産の譲渡(IFRS 第7号「金融商品－開示」の改訂)」を公表した。これらの改訂は、金融資産を譲渡したものの、譲渡人が当該資産に対し一定レベルの継続的なエクスポージャー(以下、「継続的関与」という)を留保する取引のリスク・エクスポージャーについて、透明性を高めることを意図している。また改訂は、金融資産の複数の譲渡が報告期間にわたって均等に分布していない場合(例えば、複数の譲渡が報告期間末日付近に発生している場合)についても、開示を要求している。これは、粉飾決算を動機としているような取引について透明性を生み出すことを意図している。

認識の中止プロジェクトは、最近の金融危機に対応し、2008年7月にIASBと米国財務会計基準審議会(FASB)のアジェンダに追加された。これを受け、IASBはED/2009/3「認識の中止」(ED)を2009年3月に公表した。EDは、いずれも譲渡資産の支配を基礎とする「新たな認識中止モデル」および「代替的モデル」を提案したが、関係者からあまりよい評価を得られなかった。そのため、両審議会は2010年6月、共同作業計画の優先順位の見直しの一環として、「新たな認識中止モデル」の開発を遅らせ、代わりに、認識中止の開示に焦点を絞ることで合意した。その結果、IASBは、米国会計基準で現在要求される開示に類似している、公開草案での開示案を含むIFRS第7号の改訂を公表した。

## 金融資産の譲渡

金融資産の譲渡に関する開示は、企業の財務諸表上の単独の注記として表示しなければならない。この開示は、譲渡人が譲渡資産に継続的関与を留保する場合、資産の認識を中止した否かにかかわらず、すべての譲渡された金融資産について要求される。開示は資産が譲渡された期間、および将来の期間(譲渡人が資産に対し継続的関与を留保する限り)に適用される。

本改訂は、企業が以下のいずれかに該当する場合、当該開示要求が金融資産の全部または一部の譲渡に適用されることを明確にしている。

- 「金融資産からのキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡する場合
- 当該金融資産からのキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を留保するものの、契約上他の受取人にキャッシュ・フローを支払う契約上の義務を引受ける場合

企業は、「金融資産に内在する契約上の権利または義務を留保している、または譲渡された金融資産に関連する新たな契約上の権利または義務を入手している」場合、譲渡された金融資産に継続的関与を有している。不正な譲渡に関連する通常範囲の表明(representation)および保証(warranties)、ならびに契約価格(または行使価格)が譲渡された資産の公正価値である譲渡された資産を再取得することを要求する先渡し、オプション、およびその他の契約は、継続的関与を構成しない。

## 見解

本改訂によって要求される開示要求は、現在の要求に比べ大幅に拡大されている。さらに本改訂は、IAS 第 39 号において現在適用されているより拡大した「開示目的における譲渡および継続的関与の定義」を導入している。上述の譲渡の定義は、開示目的上、譲渡とみなすための IAS 第 39 号の「パス・スルー」テストのクリアを企業に要求していない。同様に、IFRS 第 7 号の改訂は「継続的関与」の用語を使用しているが、「継続的関与」は IAS 第 39 号が、すべて認識を中止していない特定の資産について継続的関与の会計処理を要求する場合に限定されない。開示目的での「継続的関与」の意味は、譲渡後譲渡人が譲渡された資産に一定のエクスポージャーを留保する譲渡を捕捉するよう、広範なものとなっている。

## 資産全体は認識を中止していない金融資産の譲渡

認識の中止に適切でない金融資産の譲渡について、企業は、資産全体について認識を中止していない譲渡された金融資産と関連する負債との関係を、利用者が理解できるようにするための情報を開示する。

(IFRS 第 7 号に準拠し決定される)金融資産のクラスごとに、企業は以下の開示が要求される。

(a) 当該資産の性質

(b) 企業が晒されている、所有のリスクと経済価値の性質

(c) 当該資産と関連する負債の関係の性質の説明(企業による当該譲渡資産の利用に関する、譲渡によって生じる制限を含む)

(d) 関連する負債の相手方(counterparty)が、譲渡資産に対してのみリコースを有する場合には、当該譲渡資産の公正価値、関連する負債の公正価値、およびネットポジションを示す表

(e) 企業が譲渡資産のすべてを認識し続けている場合には、当該譲渡資産および関連する負債の帳簿価額

(f) 企業が継続的関与の範囲において資産を認識し続けている場合には、譲渡前の当初資産の帳簿価額合計、企業が認識し続けている資産の帳簿価額、および関連する負債の帳簿価額

## 見解

上述の開示は、改訂前の IFRS 第 7 号の要求におおむね類似している。現行基準書への主な追加開示は、上記(c)および(d)に記述された開示である。

## 資産全体の認識を中止した金融資産の譲渡

全体の認識を中止したものの継続的関与を有する金融資産の譲渡について、企業は、利用者が、認識を中止した金融資産への継続的関与に関連するリスクの性質を評価できるようにするための情報を開示する。継続的関与の評価は、報告企業レベルで行われる。上述のように、「継続的関与」は、IAS 第 39 号が継続的関与の会計処理を要求する場合に限定されず、譲渡契約、または譲渡に関連し締結された譲受人(または第三者)との別個の契約の契約条項から生じることがある。

企業は、継続的関与のクラスごとに(リスクに対するエクスポージャーを示すクラスごとに継続的関与を集約し)、報告日現在の以下の情報を開示することを要求される。

- 認識を中止した金融資産に対する企業の継続的関与を示す、資産と負債の帳簿価額および公正価値
- 継続的関与からの損失に対する最大エクスポージャー
- 認識を中止した金融資産を買戻すために要求される(または要求されることがある)割引前キャッシュ・フロー、および当該キャッシュ・フローの満期分析
- 当該資産の譲渡日に認識された利得または損失
- 認識を中止した金融資産に対する企業の継続的関与から生じる、報告期間に認識された収益または費用
- 定量的な開示を説明し、裏付ける定性的な情報

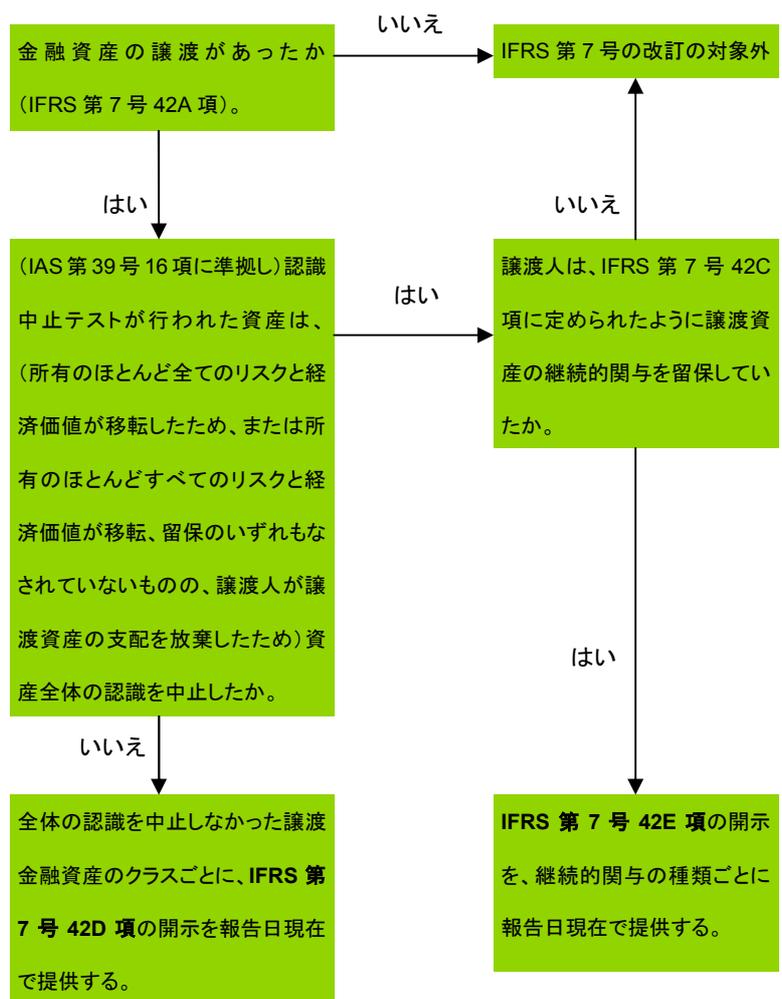
本改訂は、認識の中止に該当する複数の譲渡が報告期間にわたって均等に分布していない場合に、追加の開示を要求している。この場合、企業は、大きな譲渡活動が行われた報告期間内の時期、および報告期間の当該時期の譲渡活動により認識された金額(例えば、関連する利得または損失)と譲渡金額の合計を開示することが要求される。

## 見解

認識を中止した資産の開示要求の多くは、IFRS 第7号での新たな開示である。現行のIFRS 第7号は、認識を中止した資産ではなく、認識中止の要件を充足しない資産に焦点を当てている。IFRS 第7号の改訂は、財政状態計算書にもはや認識されない資産に譲渡人がどの程度晒され続けるのかを説明するよう譲渡人に要求することによって、この不均衡を改善するものである。企業は、特に、継続的なエクスポージャーを留保する限り、追加の開示が要求されるため、現行の情報システムが必要な情報を収集できるかどうか検討する必要がある。

報告期間における譲渡活動の分布に関連する開示、例えば、報告期間末付近に譲渡活動が集中しているか否かについての開示は、「粉飾決算」の懸念に対応するため、譲渡活動の時期についてより多くの洞察力のある情報を提供することを意図している。

スタート



## 設例

IFRS 第 7 号の改訂は、IAS 第 39 号を適用する企業および IFRS 第 9 号「金融商品」を早期適用する企業の双方に対する、定性的な開示を表示する可能な方法を示した設例も含んでいる。

## 発効日および経過措置

今回の改訂は、2011 年 7 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。本改訂の早期適用が認められている。本改訂の最初の適用日より前に開始する表示期間については、開示は要求されない。

### 見解

暦年を報告期間とする企業は、2012 年 12 月 31 日にこれらの開示の作成が最初に要求される。2011 年の比較情報は要求されない。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 140 国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 169,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitte のプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。